

広島県告示第四百五十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第二項及び地方自治法施行規則（昭和二十二年省令第二十九号）第十二条の二の十四第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年四月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	住所又は事務所の所在地	指定をした日	委託した公金事務に係る歳入等の内容	委託をした日（委託期間）
株式会社くれせん 代表取締役 平尾 圭司	呉市西中央四丁目六番三号	令和七年四月一日	県営住宅（東広島・竹原地区）に係る住宅及び駐車場の使用料	令和七年四月一日（令和十二年三月三十一日）